宮脇勇喜 芳賀宏江

市民の住宅の実情

いる。 の水準向上には、めざましいものがあ 九・九○畳→二一・九四畳、三・三六室 の同調査の結果を比べれば、それぞれ一 昭和四十八年の住宅統計調査と五十三年 る (図―1)。 三・三七室となっている。なかでも持家 畳数や室数などは着実に向上しており、 住宅の水準が、一般に低いといわれて しかし、たとえば一住宅あたりの

影に、居住水準の格差、とくに低水準滞 も千差万別である。また平均値の向上の また人々の住宅に対する意識や需要内容 住む人、世帯との相関的なものであり、 とはいえ、住宅の水準とは、住む器と、

んでいる。これを所有関係別にみると、

留層の存在があるのを見すごすことはで

関である「住宅・宅地審議会」では、昭 昭和五十三年十月現在の本市の居住水準 参照)、このうち住戸規模だけの指標で、 ど住戸規模のほか、設備や居住室の使用 る。 準として「平均居住水準」を答申してい た平均的世帯が達成するのが望ましい水 べき水準として「最低居住水準」を、ま 和六十年までに、すべての世帯が達成す 七%が最低居住水準に達しない住宅に住 をみると、一五七、四〇〇世帯、一九・ 方法などから成るものであるが (表―1 昭和五十五年七月、建設大臣の諮問機 これは、世帯人員ごとの必要面積な

> 持家の場合、八・一%であるのに対し、 借家では三一・六%となっている。 しての本市分の詳細な統計はないが、推 この最低居住水準未満世帯の属性に関

計によれば、四、五人世帯

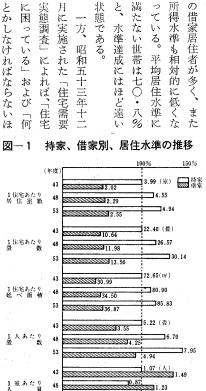
る。一般的には住宅の水準は上がってい 一%から、 窮世帯は、 五年前の同調査結果の四一・ 四三・六%へと上昇してい

ど困っている」という、いわゆる住宅困

の借家居住者が多く、また と、水準達成にはほど遠い 満たない世帯は七○・八% っている。平均居住水準に 所得水準も相対的に低くな 一方、昭和五十三年十二

実態調査」によれば、「住宅 月に実施された「住宅需要

状態である。



70.77

今後の対策と展望 住宅開発の歴史 市民の住宅の実情

멛

15

るという面もあるし、 住宅の質を向上させるためには、 要因ともなって 実などが、 いるかとおもわれる。 困 窮感を高める一つ 住宅・土地価格の

滑にすすめばよいわけであるが、

現実に

が

いわゆるライフサイクルにあわせて順

高騰が住宅取得をより困難にしつつある たためといわれている。 ることから、 規模拡大に反比例して住環境が悪化す 現実の水準向上が相対的に立ち遅れ Ó 住宅に 対する 意識の この上昇の理由としては、 もっとも、 高まりに対 増改 住宅

11

低い居住水準の民営借家などに滞留す

高揚し、

0

外地 0

0 K 0 0) が、 築や建替えなどのほ よそ四三・一 ち持家 親族の家から独立、 図 住居純移動を示したものであり、 Ŧi. 年間に、 本市では昭和四十八年から五十三年 - 2は持家を中心とした所有関係別 へという流れがみられる。 一%が住まいを替えている。 約三四 t 民営借家に住み、 六〇〇世帯、 住み替えがある 般 お

最低居住水準(昭和55年1月、住宅宅地審議会の答申)

世帯人員	室構成 1 K	居住室面積	住戸専用面積 16㎡	参考住宅総面積 (共用部分等を含む) (21㎡)	
		7.5m²(4.5畳)			
2人	1 D K	17.5 (10.5)	29	(36)	
3 人	2 D K	25.0 (15.0)	39	(47	
4 人	3 D K	32.5 (19.5)	50	(59	
5 人	3 D K	37.5 (22.5)	56	(65)	
6人	4 D K	45.0 (27.0)	66	(76 .)	
7人	5 D K	52.5 (31.5)	76	(87	

標準世帯とは,この場合夫婦と分離就寝すべき子供より構成される世帯をいう。 だし,5人以上の世帯の子供については,そのうち2人は同室に就寝するものとし ΪÈ 1)

・居住室面積には、寝室及び食事室兼台所のみを含む。 住戸専用面積には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納室等を含むが、共同 住宅の共用部分及びバルコニーを含まない。

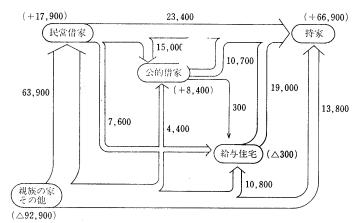
平均居住水準の目標(同上) 表一2

世帯人員	室構成	居住室面積 17.5㎡(10.5畳)			住戸専用面積 29㎡	参考住宅総面積 (共用部分等を含む) (36m²)		
1人	1 D K							
2 人	1 L D K	33.0	(20.0)	50	(60)	
3 人	2 L D K	43.5	(26.5)	69	(81)	
4 人	3 L D K	57.0	(34.5)	86	(100)	
5 人	4 L D K	64.5	(39.0)	97	(111)	
6 人	4 L D K	69.5	(43.5)	107	(122)	
7人	5 L D K	79.5	(48.0)	116	(132)	

ίŧ 1)

標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供より構成される世帯をいう。 ただし、6人以上世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとしている。 居住室面積には、寝室、食事室、台所(または食事室兼台所)及び居間のみを含む。 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所(または食事室兼台所)、便所、浴室、収 納室等を含むが、共同住宅の共用部分及びバルコニーを含まない。 2) 3)

図-2 昭和49年以降の住居(純)移動の状況



望み薄となる。 が 1 しても、 価より抜きん出ているため、 る世帯がかなりある。 やすい持家としての分譲 唯 スに乗りそこねると居住水準の向上は ことに住宅価格の上昇が所得や他の物 の 選択とみなされており、 より早くに持家を取得すること 建売住宅なども、 近年では、 いちば マンショ 低質なもの 多少無理を らん取得 この æ

行政の防衛

もたらした。

激な増大を余儀なくされることとなり、 の急速な整備が要求され、 のため本市としては、 財政負担の 公共公益施設

要と供給は、 圧迫、 思惑的投機行為も含めて、 へのスプロ その結果、 住宅宅地 となった。 そのための極端なベッド 降、東京への産業経済の集中 代後半からの高度 成長 期 IJ (人を超える人口 増 化の結果、 ねばなるまい。 ·情、都市状況を振り返っ 大手企業・民間デベロッ 二〇年間で約二 1 のド 急激な地価の高騰と ル この間、 Ł 本市は毎年一〇 公共公益施設 ナツ化現象を 昭和三十年 一倍の人口 相乗的に 住宅の需 加 K A ょ DI

住宅開発の歴

史

するに先立って、 このような住宅事情を認識 急激な人口 本市の開発

以外はかなり高額

化

L

て

民営借家滞留層の予備

的な、「宙ぶらりん層

増加している。

供給要望も強く、 係る各種の指導要綱の必要に迫られたの として住宅需要は高く、 は それらの建設量はピークをむかえ このような状況の中でも、 昭和四十八~四十九年 特に公的住宅の 依然

やむ

なく、

昭和

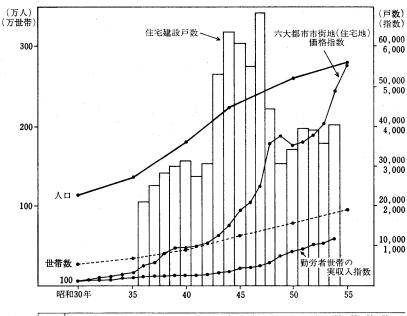
四十三年の

「宅地開発要

の制定をはじめ、

開発規制と指導に

- 3 住宅をめぐる諸条件の推移



41 41 42 43 45 46 47 47 48 48 51 52 55 56 56 32 34 414 横浜国際港都建設総合 位 242 3 線 143 線 145 本 145 4 マンション等の集合住宅計 開に対する取扱方針決定 順に対する取扱方針決定 順に対する取扱方針決定 (~二、〇)新総合計画 横 計画決定 根岸湾埋立事業着工 浜 市 ○○)原案発表 0 動 ŧ 30 31 35 41 43 44 44 47 49 50 52 55 都市計画法公布都市再開発法公布 計第 に関する法律公布公有地の拡大の推進 国土利用計画法公布 住宅宅地審議会答申 玉 日本住宅公団設立 首都幽整備法公布 住宅地区改良法公布 住宅建設計画法公布 地価公示法公布 住宅宅地審議会答申 次全国総合開発 0 動 ž • 所得 倍增計画 主な動き 東京 オリンピック 第1次 オイルショック 第2次 オイルショック -期住宅建設→ ← 第二期住宅建設→ ← 第三期住宅建設→ ← 第四期住宅建設

「全国市街地価格指数」(不動産研究所)「家計調査」「国勢調査」「建築着 参考資料 工統計」(建設省)

0

中で、

住宅の量は世帯数を上廻っては

いるものの、

市民の住宅ニーズは、

みは著しくなってきた。 ン化が促進され、

このような状況

五ヶ年計画

規模用地取得難も加わった結果、 条件を要求されるようになり、さらに大 あるが故に、 共公益施設整備の必要性は、 競合の結果さらに促進され、 増 た。 大とは裏腹に、 しかしながら、 民間に対して規範たるべ 地 価の高騰は民間との 公的住宅の必要量の 公的事業で また関連公 公的

宅供給は低迷期に入ったのである。

住宅事情の変化

8

しない範囲で、 枠の拡大により、 景気浮揚対策としての、 方、個々人の住宅ニー 農家の庭先等、 法・規制・要綱に抵触 金融公庫の融資 ズに対しては、 郊外へ郊

心部に近い工場等の跡地は順次マンシ

他方公的住宅の落ち込

五ヶ年計画

た。 ての

同時に民間デベロッパ

ーの分譲住宅 高額化し、

状況は 悪化の 傾向を

たどってい 住環境と このため

は

よりデラックス化し、

都

₽

五ヶ年計画

再び行政の対応

より設備の良いものへと移っていった。

より規模の大きい、

より利便性の高

水準の向上のなかでより選択性を高め、

賃貸・分譲とも建設戸数が少なく、 民の住宅ニーズに対しては、 である。 境悪化を防ぐために、 立地等の傾向などに対して、 指導等の対策を講ぜざるをえなかった 指向に応じての既成市街地での民営借家 る住宅容積の規制や、 新築改築、 以 ションは、 都心部での公共施設への負担増と環 上 一のように、より利便性の高い住宅 しかしながら、 工場等跡地へのマンショ ますます高額化し、 住工混合排除への 建築基準条例によ との 公的住宅 時期での 本市として 建 民 市

は

0)

によるミニ開発

宅開要綱逃れの

また、

都

市

周辺地型に浸潤していっ ○○○㎡未満の開発」 画法の改正以降は、 外へと建設の波は拡がり、

た。

一々の住宅の質はともかく、

五ヶ年計画

等、いずれも応えられそうにもなく、勤等、いずれも応えられそうにもなく、勤労市民にどって、希望に見合った住宅の労市民にどって、希望に見合った住宅のった。このような時期に、自然増加率が社会増加率を超え中心五区は人口減となってきた。

❸─そこで現状は:

現在でも、最低居住水準に満たない住宅に住む世帯は、なお二〇%近くあり、これらの人々は、公共施設整備の立ち遅これらの人々は、公共施設整備の立ち遅れた郊外地や、既成市街地の木造住宅密れた郊外地や、既成市街地の木造住宅密、集地、低質木賃アパート、斜面地住宅等、災害に弱い地域で、日照・通風等にもめぐまれない住環境の悪いところに、多くがまれない住環境の悪いところに、多くがまれない住環境の悪いところに、多くがまれない住環境の悪いところに、多くがまれない住環境の悪により、平均的収入の面・建設費の高騰により、平均的収入の面・建設費の高騰により、平均的収入の面・建設費の高騰により、平均的収入の市民にとっては、良質な持家取得に進い。

母住宅において、自治会との合意が得ら 供給は、低所得者向け市営住宅と、勤労 性の有効利用と、既存木造住宅の規模・ 地の有効利用と、既存木造住宅の規模・ 地の有効利用と、既存木造住宅の規模・ での向上を目的とする建替事業が、昭和 での向上を目的とする建替事業が、昭和 での向上を目的とする建替事業が、昭和

本ない、昭和五十五年度から四か年事業として着手され、第一期工事は本年四月に竣工した(この事業は、今後の市営月に竣工した(この事業は、今後の市営住宅のストック対策として最重要事業とは、融資額にも限度があり、金融公庫とは、融資額にも限度があり、金融公庫とは、融資額にも限度があり、金融公庫とは、融資額にも限度があり、金融公庫とは、融資額についても、居住者の合意が確保しているのである。一方、住環境整備のための、額をである。一方、住環境整備のための指揮である。一方、住環境整備のための指揮である。一方、住環境を開かたので、昭和五十五年度から四か年事業として、日本による。

このような時期に、国の「住宅・宅地密議会」から建設大臣に対して、新しい住宅事情に対応する住宅政策の基本的体事がについての答申」が提出され、これを系についての答申」が提出され、これを系についての答申」が提出され、これを事計画」の策定作業をすすめ、昭和五十年計画」の策定作業をすすめ、昭和五十年に、その閣議決定が行われた。

――国の考え方

居住水準の低さ、また住環境水準の必要住宅事情の変化を、大都市地域における大きな特徴があったが、今回はその後の大きな特徴があったが、今回はその後の低、平均の両居住水準をうち出した点に低、平均の両和五十年の審議会答中では、最

策体系として答申している。 どととらえ、これらをふまえ、新たな政性、そして住宅需要の高度化、多様化な

政策介入の必要を理由づけている。 分に機能しない場合を生ずる」として、 化』を図る施策分野のように、市場が十 の適正化』、⑤『住宅生産・供給の合理 野、さらには、④『住宅の取得・賃貸借 3 にそもそも市場が成立しない場合や、② のでは、①『住宅政策のナショナル・ミ ものの、 で供給・配分される財・サービスである ように述べている。「住宅は、本来、市場 ニマムの確保』をはかる施策分野のよう 『計画的投資・良質ストックの形成』や そこではまず住宅政策の必要性を次の 『良好な住環境の確保』を図る施策分 市場メカニズムにまかせていた

そして居住水準と住環境水準を設定し、この政策目標達成のため、国と地方と、この政策目標達成のため、国と地方住宅の供給等の施策を行う」とし「地方公共団体との責務分担を、「国は住宅政策の基本方針及び目標の確立、長期的・・ は、国の住宅政策の基本方針に従い、地域における広域な観点から行う住宅供地域における広域な観点から行う住宅供地域における広域な観点から行う住宅供地域における広域な観点から行う住宅供地域における広域な観点から行う住宅供給等の施策を行う」とし「地方公共団体との観点にたって、地域レベルでの住宅計での観点にたって、地域レベルでの住宅計での観点にたって、地域レベルでの住宅計での観点にたって、地域レベルでの住宅計での観点にたって、地域レベルでの住宅計では、

策を行う」としている。等を図るための規制、誘導、助成等の施らについての財政援助等、住環境の改善画の策定、公的住宅の供給・管理とこれ

また、公的援助による住宅供給が必要をた、公的援助による住宅供給が必要・ミニマムの確保」については、「適正な負担限度いっぱいの努力を行っても、な負担限度いっぱいの努力を行っても、。最低居住水準を確保できない者に対し、最低居住水準を確保できない者に対し、。最低居住水準を確保できない者に対し、分別を事段として、大都市のように、効な政策手段として、大都市のように、効な政策手段として、大都市のように、対象な政策手段として、大都市のように、対象な政策手段として、大都市のように、対象な政策手段として、大都市のように、対象な政策手段としている。

しかしながら、「二」でも述べたとおり、公的賃貸住宅供給の隘路は、用地取り、公的賃貸住宅供給の隘路は、用地取り、公の打開策が具体的に出されていないのは残念である。ただし難題の一つである。な賃体系については、答申後も引続き小家賃体系については、答申後も引続き小家賃へ系については、答申後も引続き小家賃金を設け検討を重ねており、その結果が期待される。

に閣議決定された「第四期住宅建設五かだきたいが、次に、これをふまえて、先で、全体については本文を参照していたで、全体については本文を参照していた

年計画(昭和五十六~六十年度)」につい

えの促進。

①低所得階層および都市勤労者等の中所 的施策として次の項目をあげている。 らにすること」としている。そして具体 良好な住環境の下に安定した生活を営む に足りる住宅を確保することができるよ 各段階、居住する地域の特性等に応じ、 べての国民が国民経済の成長発展の段階 に即応して、その家族構成、世帯成長の そこでは 住宅建設の 基本目標を、「す

得者のための公的機関による住宅建設

②良質な住宅ストック形成のための資金

④公的住宅供給にあたっての老人・母子 ③公共賃貸住宅の入居管理、家賃の適正

⑤良質な民間自力住宅建設のための税制

・障害者等の世帯への配慮。

⑦住環境改善のための住宅地区改良事業 ⑥民間住宅金融の指導等を通じ、住宅資 金の安定的確保に努める。 面的整備事業の推進。また計画的

形成する おそれの ある 住宅 建設の抑 住宅建設の推進と、低水準の住環境を

⑧住宅ストックの保全、改良、増改築の 推進と、世帯成長などにあわせた住替

> ⑨住宅に関する的確な情報の提供、

> 賃貸 借関係の健全化を図る。住宅生産の工

⑩大都市、既成市街地における適切な土 供給促進 地の高度利用を図る良質市街地住宅の

①新市街地における計画的宅地開発の推

②公益的施設の整備推進,

四 今後の対策と展望

て、 多様な住宅ニーズに対応していかなけれ ばならないわれわれ地方自治体にとっ 地域の拡大、というなかで、市民の多種 化、住宅建設可能地の減少、住環境悪化 ぐっての絶対的条件、即ち、地価の高額 しかしながら現実には、住宅建設をめ 課せられた問題は非常に重い。

ら、順次住宅施策の全体像を展望してみ 給の柱である市営住宅と公社住宅事業か それではまず、本市施策のうち直接供

0 ―市営住宅の供給対策

容は今後の市営住宅の有り方についての て」の報告が市長に提出された。この内 住宅協議会から「管理計画の策定につい 昭和五十六年二月二十六日、横浜市営

> 得市民に対して、良質低廉な賃貸住宅を ストックすべきであるとの方向が示され ち、将来に向けて、住宅に困窮する低所 万市民の共有財産であるとの認識にた 答申であり、そこでは市営住宅は二八〇

保しつつ、戸数を増加させてゆく。 としながら、計画的に最低居住水準を確 周辺の公共施設を整備し、地域開発の核 部利用、また小規模用地であるとしても、 を図り、諸施設(公・民を問わず)の上 用地事情ではあるが、積極的に用地確保 そして、フロー対策としては、困難な

アップに寄与する。このためには、居住 づくりとして位置づけていかねばならな 者の意見・要望を尊重し、住民参加の街 足を加えつつ、地域住環境のグレード・ を図り、併せて、公共公益施設の整備充 にあわせて入居できるように、型別供給 も「最低居住水準」を確保し、家族構成 上に向けて、改善を図ってゆく。いずれ 計画的に規模の拡大、または諸設備の向 て替え、既存の中・高層住宅については、

積極的な住み替えを図り、日常生活にお ために、健常者を含めて、団地相互間の 地における健全で健康な社会を育生する また、福祉的性格は強めるものの、 J

> 団地外の住宅へ住み替えを義務付け、新 ともに、所得の限度を超える居住者には、 けるコミュニティー活動を活発化すると 入居できるよう働きかける。 たな入居希望者が一人でも多く、

❷─公社住宅の供給対策

簡平・簡二住宅は、原則的にはすべて建 ストック対策としては、既存の木造・ ゆる中間層(宙ぶらりん層)に対しては、 負担すぎて取得できず、ましてや公団住 準は超えてしまうが、公社分譲住宅は過 得ない。それでは公営住宅の入居収入基 的市民は、次第に限定されてゆかざるを 立ち始めており、新たに取得可能な平均 近の取得者のうち買い替え層の増加が目 としている(一戸当り三千万円)。現行 的な勤労市民の取得可能限度を超えよう 宅には賃貸・分譲共入居できない、いわ えざるを得ない状況にある。従って、最 済額は、平均月収の三○%をはるかに超 すべき頭金は一千万円を超え、かつ月返 切りつめて計画したとしても、当初負担 ついては、いかに環境条件を限度一杯に おいて、用地取得費を含めた分譲価額に るが、昨今の分譲価格については、平均 路とその対策は、市営住宅と同ようであ 制度(金融公庫の融資枠・融資条件)に 従来の分譲住宅供給のハード面での隘

中古マンションを目指すしかないのか。 うか。持家指向の場合、民間ミニ住宅か 適切な公的住宅供給は不可能なのである

そこで、それらの対策として、公社事業のなかで、分譲住宅希望者に対して、一定の収入基準を設け、その対象者には金融公庫の融資限度額を引上げ、かつ施金融公庫の融資限度額を引上げ、かつ施金融公庫の融資として、公社事

住宅 住宅(仮称)「民間施設との併存・区分地 ない)こととして、 増に努めてゆく。 採用し、かつ一定の施策的利子補給方式 準を設け、地代相当額の家賃計算方式を 層対策とする。いずれも、一定の収入基 る等の方策を検討することにより、中間 本市からは、長期無利子資金融資を配す 地する」等の供給方式を試み、併せて、 家賃が高額になり過ぎるため供給してい 接供給の公的賃貸住宅としてのストック により入居者の負担軽減を図り、 上権取得」とか、 あるいは、 (従来は、金融公庫枠での賃貸住宅は、 (仮称)「市有地を 低廉な 地代で借 新たに賃貸住宅供給を始め 公有地借地方式市街地 区分地上権付市街地 本市直

❸─公団住宅の供給・指導対策

設整備事業に寄付し、かつ整合する住宅地のうち、特に本市の公共事業・基盤施地のうち、特に本市の公共事業・基盤施地のうち、特に本市の公共事業・基盤施地のうち、特に本市の公共事業・基盤施

講ずるよう指導してゆく。 講ずるよう指導してゆく。 は、公共事業関連特定入居枠の拡大をし、本市の施策に沿った方策、市民優先る。これを通して、事業費の軽減を配慮と、本市の施策に沿った方策、市民優先と、
大居、公共事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業については、公共事業の計画年の出事業の計画年の出事業の計画年の出事業の計画年の出事業に対していては、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現されば、公司を表現などの表現がある。

また特に最近減少の方向にある賃貸住宅については、家賃の政策的な減額措置宅については、家賃の政策的な減額措置ではする住宅については、原則的に、すべて賃貸住宅に限るものとし、特に再開べて賃貸住宅に限るものとし、特に再開発に係る事業のうち、本市の指導・協力発に係る事業のうち、本市の指導・協力に対応するものについては、特段の政策に対応するものについては、特段の政策という。

(公的資金を投入しながら、将来は個々(公的資金を投入しながら、将来は個々人の売買により、民間流通市場に乗り、人の売買により、民間流通市場に乗り、店有されるよりも、市営住宅を始めり) 占有されるよりも、市営住宅を始めり) 占有されるよりも、市営住宅を始めたして、収入に応じて入居可能な公的賃として、収入に応じて入居可能な公的賃として、収入に応じて入居可能な公的賃として、収入に応じて入居可能な公的賃

来的には、公社・公団賃貸住宅をも組みとしている公営住宅入居登録制度に、将また、近く県下で一勢に実施されよう

込むことにより、入居希望者の収入段階別、区域別、規模別等のニーズに一体的に応えられるようになり、やがては、管理の一元化も図ることができて、公的賃建住宅供給の総合的利便性につながることになるであろう。

△─民間住宅に対する融資・助成対策

として、従前どおり継続してゆく。 象としない。また併せて新・中古マンシ のミニ開発住宅については、 整備を図ってゆく。従って一定水準以下 び増改築希望者に対しても、 住水準向上のための建て替え希望者およ る新設希望者の期待に添うとともに、居 税金対策者を排除し、真に住宅に困窮す また一定の収入基準を設けることにより 資枠の拡大と限度額の引き上げを図る。 による融資事業に対しても、引き続き融 らに対しては、従来からの建築助成公社 のニーズも依然として根強いので、これ ン購入希望者に対しても、 とはいえ、一方では庭付き一戸建志向 所得軽減策 今後とも対 制度の充実

成を行い、環境改善と良質住宅のストッ 所を行い、環境改善と良質住宅のストッ 事業主に対しては、長期低利の融資・助 事業主に対しては、長期低利の融資・助 事業主に対しては、長期低利の融資・助 事業主に対しては、長期低利の融資・助

> 件となるよう配慮する。 特えよりも、共同化・協調化することに を別の環境の向上を図り、併せて、積 を別の環境の向上を図り、併せて、積 を対しては、より有利な条 を対しては、より有利な条 を対しては、より有利な条 を対しては、より有利な条 を対しては、より有利な条 を対しては、より有利な条

9—住環境整備対策

人口の増加圧力は低下し、大規模開発は行きづまった状況下ではあるが、過去は行きづまった状況下ではあるが、過去に日夜悪戦苦闘している。しかし他方、は日夜悪戦苦闘している。しかし他方、は成市街地では敷地規模は狭小化し、接既成市街地では敷地規模は狭小化し、接い水では悪く、公共施設は不足し、建てづまりの状況下、防災的にも脆弱な木造でまりの状況下、防災的にも脆弱な木造でまりの状況下、防災的にも脆弱な木造を集地区は、まだまだ各地に散在している。

従来の行政対応としては、防衛的立場での開発規制・行政指導のあらゆる手法を駆使して対策を講じてはきたが、現実を駆使して対策を講じてはきたが、現実を駆使して対策を講じてはきたが、現実の住環境は以上のような状況である。たいしながら面的には、不十分な住る。しかしながら面的には、不十分な住る。しかしながら面的には、不十分な住る。しかしながら面的には、不十分な住る。しかしながら面的には、不十分な住る。しかしながら面的には、不十分なける。

その整備に合わせつつ、住宅のストック公共公益施設完備が先決とはされるが、公共公益施設完備が先決とはされるが、

ればならない。
と言うでは、すべて同時にストは宅のフロー対策は、すべて同時にストは宅のフロー対策は、すべて同時にストは宅のフロー対策は、すべて同時によめる改善と住環境整備の対策を同時に進める

が考えられる。そこでは公営・改良・公 建て替えを事業化、実現化してゆくこと 導入することにより、各種の住宅の改善、 区の更新のためのあらゆる制度・手法を にあわせ、 体となり、地域の歴史の中から将来を臨 主体との調整役としての,地域プランナ の地域住民の組織化・参画、そして事業 画に誘導してゆく。この住環境整備区域 再開発事業)等の手法をもって、地区計 待機させることにより、 社・公団・そして民間住宅の事業部隊を の指定に先立っては、 ニーズに対応させ、 道路・ 下水道事業)、 そこで近々、実施段階に来る地区計画 ・公園事業)、立体整備(地区改良・ が必要となる。 まず地域に入り込み、住民と一 住環境整備区域を指定し、 一方、 地域プランナーの役 計画づくりのため 地域住民の住宅 面整備(区画整 線整備 (街路 地

在化させ、すべての住民ニーズを計画の在化させ、すべての住民ニーズを計画の方向でまとめあげることである。そしてうンナーの事業に向けての熱意と、たゆきざる努力に多くを負うことになるだろう。

とれぞれに対策手法も用意されている。 それぞれに対策手法も用意されている。 しかしながら、国の住環境整備関連の諸 があり、また個別適用では必ずしも地域 が期待するような事業目的に、十分対応 しえない。

そこではじめて、事業主体(市)が、 を策定し、同時にこの計画の実現に向け を策定し、同時にこの計画の実現に向け を策定し、同時にこの計画の実現に向け 審業の計画タイミングに合わせ、住宅メ 事業の計画タイミングに合わせ、住宅メ

されらの総合的整備こそ、フロー対策とストック対策との合一点・帰結点であり、これからの本市の住宅施策となるべり、これからの本市の住宅施策となるべきものと考える。そのためには何よりきもの基盤であること、そして、住宅政生活の基盤であること、そして、住宅政生活の基盤であること、そして、住宅政権となる。

◎─事業執行上の機構

在地域や、

木賃アパート密集地域、

崖地

同様な地域には、この他にも、

住工混

準が満たされた住宅が、それぞれの市民 標は、望ましい住環境水準に達し居住水 の最大眼目として、 諸条件を熟知し、かつその対策にも完全 保されることである。また従前住宅のハ ついて考えてみたい。この事業の最終目 面での対応の困難性はもとより予想され らを考慮すれば、 その対策を講ずることはできない。これ 経営上の採算性にも通じていなければ、 に通暁し、そのうえ、持家・借家共住宅 ード面・ソフト面での管理上の諸問題・ の持家・借家共々、負担能力に応じて確 終りにあたって、この住環境整備事業 面的・立体的なハード 事業執行上の機構に

かねばならない。

かにしても困難が予想される。

いにしても困難が予想される。

かにしても困難が予想される。

そこで、この住環境整備事業の組織のそこで、この住環境整備事業の組織のり、地域居住者と一体化して融け込み、り、地域居住者と一体化して融け込み、均、地域居住者と一体化して融け込み、均強い意志力のあるメンバーによるプロジェクトチームとしての新組織にならざるを得ないと思われる。

計画課長/芳賀=同局同課〉 で違いない。〈宮脇=建築局総務部住宅環境の実現は、この事業の成否にかかる環境の実現は、この事業の成否にかかるのがある。